

広島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第四十号

### 広島県税条例等の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の四第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十八条の二第一項中「五千元」を「二千元」に改め、同項第三号中「及び租税特

別措置法第四十一条の十八の三」を削り、「含む。」の下に「並びに租税特別措置法

第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」を加え、同条

第二項中「五千元」を「二千元」に改める。

第四十七条の三第一項及び第五十五条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第五十六条第十項中「(法第七十三条の二十七の六第二項において準用する場合を含む。)

」を削り、「第四項、第六項、第八項及び第十二項、第七十三条の二十七の七

第三項、第七十三条の二十七の八第二項並びに第七十三条の二十七の九第二項」を「及

び第七十三条の二十七の六第二項」に改める。

第五十六条の三第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第六十一条第二項中「第七十三条の十四第六項から第十四項まで」を「第七十三条の

十四第六項から第十項まで」に改める。

第六十二条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第六十四条の三第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第七十三条の二十七の

四第七項」を「第七十三条の二十七の四第一項」に改め、同項第一号中「再開発会社」

を「都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十条の二第三項に規定する再開

発会社(以下この項及び次条第四項において「再開発会社」という。)」に改め、同項

第二号中「第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法」を「都市再開発法第二

条第一号に規定する第二種市街地再開発事業(以下この項において「第二種市街地再開

発事業」という。)の施行に伴い同法」に、「次条第七項」を「次条第四項」に改め、

同項を同条第二項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「第七十三条の二

十七の六第一項」を「第七十三条の二十七の五第一項」に改め、同項を同条第三項とし、

同条第九項中「第七十三条の二十七の七第一項」を「第七十三条の二十七の六第一項」

に改め、同項第二号中「第三十九条の七の二」を「第三十九条の七」に改め、同項を同

条第四項とし、同条第十項から第十二項までを削る。

第六十五条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「第七十三条の二十七の四第八項」を「第七十三条の二十七の四第二項」に、「第七十三条の二十七の四第七項」を「第七十三条の二十七の四第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「法第七十三条の二十七の六第二項において準用する」を削り、「不動産取得税」を「不動産取得税」に、「法第七十三条の二十七の六第一項の」を「同条第一項の」に、「当該不動産が法第七十三条の二十七の六第一項を」当該土地が同項」に、「当該農地売買等事業」を「農地売買等事業」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十一項中「第七十三条の二十七の七第三項」を「第七十三条の二十七の六第二項」に、「第七十三条の二十七の七第一項」を「第七十三条の二十七の六第一項」に、「前条第九項第二号」を「前条第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項から第十四項までを削る。

第六十六条中「第七十三条の二十七の四第二項、第四項、第六項、第八項及び第十二項、第七十三条の二十七の七第三項、第七十三条の二十七の八第二項並びに第七十三条の二十七の九第二項」を「第七十三条の二十七の四第二項及び第七十三条の二十七の六第二項」に改め、「(法第七十三条の二十七の六第二項において準用する場合を含む。第二項)」に改め、「第七十三条の二十七の四第一項、第三項、第五項、第七項若しくは第十項」を削り、「第七十三条の二十七の四第一項、第三項、第五項、第七項若しくは第十項」を「第七十三条の二十七の四第一項」に、「第七十三条の二十七の六第一項、第七十三条の二十七の七第一項若しくは第二項、第七十三条の二十七の八第一項又は第七十三条の二十七の九第一項」を「又は第七十三条の二十七の六第一項」に改める。

第六十七条第一項中「(法第七十三条の二十七の六第二項において準用する場合を含む。)」を削り、同項第一号中「第六十四条の三第七項各号又は同条第八項各号」を「又は第六十四条の三第三項各号」に改め、同条第二項中「第七十三条の二十七の四第二項、第四項、第六項、第八項及び第十二項、第七十三条の二十七の七第三項、第七十三条の二十七の八第二項並びに第七十三条の二十七の九第二項」を「第七十三条の二十七の四第二項及び第七十三条の二十七の六第二項」に改め、同項第一号中「同条第三項各号、同条第四項各号、同条第五項各号、同条第六項各号、同条第九項各号、同条第十項各号、同条第十一項各号又は同条第十二項各号」を「又は同条第四項各号」に改める。

第七十一条の五の次に次の一条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第七十一条の五の二 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて前条第一項から第三

項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

第七十四条の三第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第八十八条第三項中「第四百四条第三項及び第九百九条第三項において同じ。」を削る。  
第百条の次に次の一条を加える。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第百条の二 自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

第二百一十一条第一項、第二百一十一条の三第一項、第二百九条第一項、第二百九条の三第一項、第三百三十八条の三第一項及び第四百四十三条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

附則第六条の二の二を削る。

附則第六条の四第一項第三号及び第六条の四の二第一項第二号中「第四十一条の十八」の下に、「第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三」を加える。

附則第六条の四の二の次に次の一条を加える。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)

第六条の四の三 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第三号中「租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二若しくは租税特別措置法」と、附則第六条の四の二第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第二号中「租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条」と、同条第二項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」とする。

附則第六条の五中「五千元」を「二千元」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第六条の六 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三十八条の二第一項及び第二項並びに前条の規定の適用については、第三十八条の二第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに前条中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第四条の五第一項の規定により計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

附則第十三条第二項を削り、同条第三項中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十

一条の四第三項」に改め、「第五条第一項の認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）、「同法第七条第一項の認定（同法第八条第一項の規定による変更の認定を含む。）、「同法第九条第一項の認定（同法第十条第一項の規定による変更の認定を含む。）、「同法第十一条第一項の認定（同法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。）又は同法」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第十一条の四第二項、第四項又は第六項」を「附則第十一条の四第二項又は第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の表を次のように改める。

規定	読み替えられる字句	
	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第六十 五条第 一項	法第七十三條の二十五 第一項 法第七十三條の二十四 第一項第一号又は第二 項第一号	法附則第十一条の四第 二項 法附則第十一条の四第 二項 同条第一項
第六十 六条	第六十四條第一号から 第三号までに掲げる事 項及び住宅の取得予定 年月日を記載した申告 書に当該土地の上に、 当該土地を取得した日 （法第七十三條の二十 四第三項の規定の適用 がある場合にあつては、 最初に土地を取得した 日とする。）から二年 以内に同条第一項第一 号に規定する住宅を新 築すること又は一年以 内に同条第二項第一号 に規定する住宅を取得 すること	法附則第十一条の四第 二項 法附則第十一条の四第 四項の場合 法附則第十一条の四第 四項 同条第三項

	第二項（法第七十三条の二十七の四第二項及び第七十三条の二十七の六第二項において準用する場合を含む。）又は第七十三条の二十七の五第二項		
	法第七十三条の二十四第一項第一号若しくは第二項第一号、第七十三条の二十七の二第一項、第七十三条の二十七の三第一項、第七十三条の二十七の四第一項、第七十三条の二十七の五第一項又は第七十三条の二十七の六第一項	同条第一項	同条第三項
第六十七條第一項	法第七十三条の二十七の二第三項及び第七十三条の二十七の五第三項において準用する場合を含む。）	法附則第十一条の四第二項	法附則第十一条の四第四項
第六十四條各号、第六十四條の二各号又は第六十四條の三第三項各号	附則第十三条第一項において準用する第六十四條の二各号	附則第十三条第二項において準用する第六十四條の二各号	附則第十三条第二項において準用する第六十四條の二各号

附則第十三条に次の一項を加える。

4 第六十四条の規定は、法附則第十一条の四第五項の規定による不動産取得税の減額

について準用する。この場合において、第六十四条各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十四第一項又は第二項」とあるのは「法附則第十一条の四第五項」と、同条第四号中「住宅」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）」と読み替えるものとする。

附則第十七条の三中「（平成二十三年法律第二十九号）」を削る。

(広島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 広島県税条例の一部を改正する条例(平成二十年広島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第三条 広島県税条例の一部を改正する条例(平成二十年広島県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「新条例第三十八条の二第一項第三号」を「広島県税条例等の一部を改正する条例(平成二十三年広島県条例第四十号)による改正後の広島県税条例第三十八条の二第一項第三号」に、「第四十一条の十八の三」を「同条第三項」に、「第四十一条の十八の三並びに」を「同条第三項及び」に改める。

(広島県税条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第四条 広島県税条例等の一部を改正する等の条例(平成二十二年広島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「平成二十五年一月一日」を「平成二十七年一月一日」に改める。  
附則第二条第二項中「平成二十五年度」を「平成二十七年度」に改める。

(広島県産業廃棄物埋立税条例の一部改正)

第五条 広島県産業廃棄物埋立税条例(平成十四年広島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中広島県税条例附則第十三条に一項を加える改正規定 平成二十三年十月二十日

二 第一条中広島県税条例第三十四条の四、第四十七条の三、第五十五条、第五十六条の三及び第六十二条の改正規定、同条例第七十一条の五の次に一条を加える改正規定、同条例第七十四条の三の改正規定、同条例第百条の次に一条を加える改正規定、同条例第百二十一条、第百二十一条の三、第百二十九条、第百二十九条の三、第百三十八条の三及び第百四十三条の改正規定並びに第五条の規定 平成二十三年十二月一日

三 第一条中広島県税条例第三十八条の二、附則第六条の四及び第六条の四の二の改正

規定、同条の次に一条を加える改正規定、同条例附則第六条の五の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに第三条の規定 平成二十四年一月一日

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)第三十八条の二第一項及び第二項、附則第六条の五並びに附則第六条の六の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する新条例第三十八条の二第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十三年七月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(広島県税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の広島県税条例の一部を改正する条例附則第二条第二項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この条例(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。